

県と町税の滞納整理に関する協定締結

本町の個人住民税などの滞納整理を強化するため、鹿児島県税務職員を大崎町の税務職員に短期併任する協定を締結しました。今後、県と一緒に滞納整理をおこなうことにより、さらに専門的な徴収の手法を採ることが可能となり、今後の徴収率向上が期待されます。

■ 併任業務について

- ・個人住民税等の滞納処分に関する事務
 - ・大崎町の職員に対する滞納整理の技術的な助言に関する事務
- 財産調査（搜索含む）及び滞納処分（差押え）について、県・町で相互に助言や支援をおこなう。

■ 滞納処分の流れ

① 納税通知発送 納税通知書と納付書（口座振替の場合は納税通知書のみ）を発送します。

▼ **【納期限までに納付しなかった場合】**

② 督促 納期限後20日以内に「督促状」を発送します。

▼ **【それでも納付・相談ない場合】**

③ 財産調査 勤務先・金融機関・取引先などへ調査をおこないます。また、自宅などへ強制的に搜索をおこないます。

▼

④ 差押え 財産（預貯金・生命保険・不動産・給与・売掛金・動産など）を差押えします。

▼

⑤ 換価・配当 差押えとなった財産を公売などで換価し、税金に充てます。

■ 納税に困ったら相談を

病気や失業、事業廃止などやむを得ない理由で税金を納められない場合は、必ず納期限内に税務課までご連絡ください。生活状況の聞き取りを含め、納付計画についての相談を実施しています。

令和7年度財産などの差押え状況（速報）

差押財産区分	件数	差押取立金額
預貯金	58件	3,055千円
給 与	5 件	1,502千円
国税還付金	1 件	105千円
その他 (生命保険・動産・不動産など)	30件	198千円
合計	94件	4,860千円

※数値は町税、国民健康保険税、介護保険料などを合わせたものです。

※県引継ぎ分は除く。